

採点講評

(2018年1月14日 刑法Ⅱ)

第1 全体について

- ・本問を論じるにあたって必要とされる論点全てに触れていた答案は極めて少数であり、刑法各論の勉強がある程度進んでいれば必ず触れることが出来ると思われる論点についての記述を落としている答案も複数ありました。
- ・事案を処理するにあたり、規範定立や判断方法を全く示すことなく、問題文中の事実を単に抜き出して、当てはめるだけの答案が散見されました。
- ・限られた試験時間の中で答案を作成するには、重要な論点について厚く論じ、そうでないものについては簡潔に論じることが必要です。必ずしも重要ではない論点についてはコンパクトに論じる等、全体のバランスに配慮し、答案を全体として構成することが求められます。
- ・少数ですが、条文の指摘がなされていない答案がありました。
- ・罪数処理については、多くの答案で論じられており、理由付けまでしっかりと論じられている答案もありました。

第2 甲の罪責について

1 Aの財布を領得した行為

- ・大半の答案が、占有離脱物横領罪（254条）の成立を認めていましたが、占有の意義及びその判断方法について一切示さずに、問題文に現れた事実を抜き出しただけで、その事実の持つ法的意味を論じることなく結論のみを記載する答案が多く見受けられました。
- ・少数ながら、占有の有無の検討を丁寧に行い、占有離脱物横領罪の他の要件についてはコンパクトに論述する等、バランスの良い答案がありました。

2 他人名義のクレジットカードを使用した行為

(1) 詐欺罪

- ・ほとんどの答案で論じられており、欺罔行為の意義及び当てはめについての確に論じられている答案が多数ありました。
- ・多くの答案が、デパートに対する1項詐欺罪の成立を認めていましたが、その中でも、いかなる意味で詐欺罪が成立するか（1項詐欺罪か2項詐欺罪か）について明確に論じられており、理解の深さが示されている答案も一定数ありました。

(2) 有印私文書偽造罪・同行使罪（159条1項，161条1項）

- ・有印私文書偽造罪・同行使罪の成否について全く検討していない答案が相当数ある一方、各要件について、手際よく論じられている答案もありました。

3 乙宅のシャッターに落書きをした行為

- ・乙宅のシャッターが建造物損壊罪（260条）の客体に当たるか否かについて、判例の規範を十分に理解して解答している答案もありましたが、判断基準について全く論じていない答案や、論じていても不十分な答案が多数ありました。
- ・ほとんどの答案が「損壊」の意義について記載していましたが、その理解が不十分なためか、重要な事実を摘示していない答案や法的評価が不十分な答案が多数ありました。

第3 乙の罪責について

- ・多くの答案が、恐喝罪（249条1項）の構成要件該当性について十分に検討することが出来ていました。
- ・違法性阻却については、判例を十分に理解し、的確に事実を摘示している答案もありましたが、多くの答案は、時間不足のためか、全く論じていないか、論じていても不十分でした。最後まで書ききった答案が高い評価を得ることができまますので、一部の罪責のみを詳述するのではなく、答案を全体として構成し、バランスに配慮して作成してください。